

第140回丹波市議会定例会

自 令和7年6月2日

至 令和7年6月30日

議案審議資料

(No. 1)

【目次】

①議案第50号	(丹波市福祉医療費助成条例改正)	… 1～6
②議案第51号	(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用 弁償に関する条例改正)	… 7～8
③議案第52号	(丹波市税条例改正)	… 9～16
④議案第53号	(旧慣による市有財産の使用権の廃止 (横田自治会))	… 17～18
⑤議案第54号	(工事請負契約の変更)	… 19～20
⑥議案第55号	(工事請負契約の変更)	… 21～22
⑦議案第56号	(工事請負契約の締結)	… 23～30

議案第50号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢基礎年金及び障害基礎年金の額の改定に伴い、福祉医療制度における兵庫県の実施要綱が改正されるため、提案するものである。

2 改正の概要

福祉医療費の支給に係る所得判定基準額の見直し
所得判定基準額 809,000円（現行：800,000円）

3 施行日

令和7年7月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月1日 条例第106号 最終改正 令和6年6月26日条例第25号 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条第2号に規定する者を除く。）をいう。</p> <p>(2) 重度障害者 市内に住所を有する次のいずれかに該当する者（法第50条第2号に規定する者を除く。）をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当するもの（以下「重度精神障害者」という。）</p> <p>(3) 乳幼児等 市内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。</p> <p>(4) 乳児 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。</p> <p>(5) 幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(6) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</p> <p>(7) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。</p> <p>(8) 母子家庭の母及びその児童 市内に住所を</p>	<p>○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月1日 条例第106号 最終改正 令和6年6月26日条例第25号 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条第2号に規定する者を除く。）をいう。</p> <p>(2) 重度障害者 市内に住所を有する次のいずれかに該当する者（法第50条第2号に規定する者を除く。）をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当するもの（以下「重度精神障害者」という。）</p> <p>(3) 乳幼児等 市内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。</p> <p>(4) 乳児 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。</p> <p>(5) 幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(6) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</p> <p>(7) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。</p> <p>(8) 母子家庭の母及びその児童 市内に住所を</p>

有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定に該当する配偶者のない女子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて別表第1の規定に該当する者をいう。

- (9) 父子家庭の父及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定に該当する配偶者のない男子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (10) 遺児 市内に住所を有する別表第2の規定に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (12) 医療保険各法の給付 法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付額を控除した額をいう。
- (14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。
- (15) 所得を有しない者 その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）で、かつ、その者の属する世帯

有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定に該当する配偶者のない女子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて別表第1の規定に該当する者をいう。

- (9) 父子家庭の父及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定に該当する配偶者のない男子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (10) 遺児 市内に住所を有する別表第2の規定に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (12) 医療保険各法の給付 法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付額を控除した額をいう。
- (14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。
- (15) 所得を有しない者 その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）で、かつ、その者の属する世帯

の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

（支給の対象）

第3条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める場合に該当するときは、福祉医療費を支給するものとする。

- (1) 高齢期移行者 高齢期移行者については次のいずれかに該当する者とする。

ア 区分I

（ア）医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各

の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万9千円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万9千円以下である者をいう。

（支給の対象）

第3条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める場合に該当するときは、福祉医療費を支給するものとする。

- (1) 高齢期移行者 高齢期移行者については次のいずれかに該当する者とする。

ア 区分I

（ア）医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各

法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

(イ) 所得を有しない者であること。

イ 区分Ⅱ

(ア) 当該高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者であること。

(イ) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

(ウ) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第2号から第5号までの認定を受けていること。

(エ) 所得を有しない者以外であること。

(2) 重度障害者 当該重度障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項並びに第5条の4の2第5項及び第7項並びに同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)がいずれも23万5千円未満であるとき。

(3) 乳幼児等 幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5千円未満であるとき及び乳児保護者とする。

(4) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は当該遺児)の前年所得(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額以下であるとき(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給

法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万9千円以下であること。

(イ) 所得を有しない者であること。

イ 区分Ⅱ

(ア) 当該高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者であること。

(イ) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万9千円以下であること。

(ウ) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第2号から第5号までの認定を受けていること。

(エ) 所得を有しない者以外であること。

(2) 重度障害者 当該重度障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項並びに第5条の4の2第5項及び第7項並びに同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)がいずれも23万5千円未満であるとき。

(3) 乳幼児等 幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5千円未満であるとき及び乳児保護者とする。

(4) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は当該遺児)の前年所得(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額以下であるとき(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給

停止となる額未満であるとき)。この場合において、母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持し、かつ、当該児童を現に監護する者とする。

- 2 前項各号の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、この福祉医療費支給の対象とすることができる。

停止となる額未満であるとき)。この場合において、母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持し、かつ、当該児童を現に監護する者とする。

- 2 前項各号の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、この福祉医療費支給の対象とすることができる。

議案第51号

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部が改正されることを踏まえ、選挙長等に係る報酬の額を改定するため、提案するものである。

2 改正の概要

国会議員の選挙等における選挙長等の報酬額を引き上げる。

(1) 選挙長	12,200円（現行：10,800円）
(2) 期日前投票所の投票管理者	12,800円（現行：11,300円）
(3) 投票所の投票管理者	14,500円（現行：12,800円）
(4) 開票管理者	12,200円（現行：10,800円）
(5) 投票所の投票立会人	12,400円（現行：10,900円）
(6) 期日前投票所の投票立会人	10,900円（現行：9,600円）
(7) 不在者投票施設の投票立会人	12,400円（現行：10,900円）
(8) 開票立会人	10,100円（現行：8,900円）
(9) 選挙立会人	10,100円（現行：8,900円）

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和7年3月6日条例第14号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額				○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和7年3月6日条例第14号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額			
職の区分		報酬額		職の区分		報酬額	
		支払区分	金額（円）			支払区分	金額（円）
選挙管理委員会	委員長	日額	9,000	選挙管理委員会	委員長	日額	9,000
	委員	日額	8,000		委員	日額	8,000
選挙長等	選挙長	1回	10,800	選挙長等		選挙長	1回
	期日前投票所の投票管理者	1回	11,300		期日前投票所の投票管理者	1回	12,800
	投票所の投票管理者	1回	12,800			投票所の投票管理者	1回
	開票管理者	1回	10,800		開票管理者		1回
	投票所の投票立会人	日額	10,900			投票所の投票立会人	日額
	期日前投票所の投票立会人	日額	9,600		期日前投票所の投票立会人		日額
	不在者投票施設の投票立会人	日額	10,900			不在者投票施設の投票立会人	日額
	開票立会人	1回	8,900		開票立会人		1回
	選挙立会人	1回	8,900			選挙立会人	1回
	公平委員会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回		20,000		公平委員会委員
上記以外		日額	7,000	上記以外	日額	7,000	
監査委員	識見を有する者から選任された委員	月額	94,000		監査委員	識見を有する者から選任された委員	月額
	議会の議員から選任された委員	月額	46,000	議会の議員から選任された委員		月額	46,000
農業委員会	会長	月額	44,900		農業委員会	会長	月額
	副会長	月額	38,900	副会長		月額	38,900
	委員	月額	34,500			委員	月額
	農地利用最適化推進委員	月額	31,000	農地利用最適化推進委員			月額
固定資産評価員	年額	35,100	固定資産評価員		年額	35,100	
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	11,000	固定資産評価審査委員会	委員長	日額	11,000
	委員	日額	9,000		委員	日額	9,000
《省略》				《省略》			
備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。				備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。			

議案第52号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 特定親族特別控除の創設に伴う規定の追加
- (2) 加熱式たばこに係る課税方式の見直し
- (3) 公示送達制度の見直しに伴う規定の追加

3 施行日

- (1) 令和8年1月1日
- (2) 令和8年4月1日
- (3) 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。
- 3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額

係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。
- 3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額

がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2箇月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給

がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2箇月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給

与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親

与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親

族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族_____の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定

族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定

めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

附 則

めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)
第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ

の本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1）第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2）第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

議案第53号

旧慣による市有財産の使用権の廃止について（横田自治会）

1 提案の趣旨

市有財産の使用権その他一切の旧来の慣行を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、提案するものである。

2 旧慣を廃止する土地の表示

所在	地目	面積	旧慣使用権者
丹波市氷上町横田字猪ノ尻577番2	宅地	1.93m ²	横田自治会

【地方自治法 抜粋】

（旧慣による公有財産の使用）

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 略



議案第54号

工事請負契約の変更について

1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を変更することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 市島複合施設（仮称）建築工事（建築）

3 工事場所 丹波市市島町上田地内

4 工事概要 建築工事一式

建物概要：建築物全体延床面積 2,375.49㎡

市島複合施設 鉄骨造2階建 延床面積 2,322.85㎡
（体育館：1,608.29㎡、支所：714.56㎡）

急速充電器屋根 AL合金造1階建 延床面積 15.00㎡

自転車駐車場 AL合金造1階建 延床面積 25.71㎡

ポンプ室 ステンレス製1階建 延床面積 4.00㎡

ゴミ置場 RC造1階建 延床面積 3.32㎡

薪置場 鉄骨造1階建 延床面積 4.61㎡

5 工期 令和7年3月7日から令和8年3月13日まで

6 契約金額 変更前 827,200,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 75,200,000円）
変更後 835,780,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 75,980,000円）

7 契約の相手方 但南・吉住工務店特定建設工事共同企業体

代表構成員

名称 但南建設 株式会社 丹波営業所

代表者 所長 大垣 隆之

所在地 兵庫県丹波市青垣町佐治字大正町83番地の2

構成員

名称 株式会社 吉住工務店

代表者 代表取締役 吉住 正基

所在地 兵庫県丹波市春日町野村2465番地

8 変更理由

「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和7年2月17日付け国不入企第49号国土交通省不動産・建設経済局長通知）別添2に基づく国の取扱

いに準拠し、令和7年3月1日以降に契約を締結した工事請負契約における
労務単価及び材料単価を増額するため。

**【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
抜粋】**

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定によ
り議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以
上の工事又は製造の請負とする。

議案第55号

工事請負契約の変更について

1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を変更することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 市島複合施設（仮称）建築工事（電気設備）

3 工事場所 丹波市市島町上田地内

4 工事概要 電気設備工事一式

建物概要：建築物全体延床面積 2,375.49㎡

市島複合施設 鉄骨造2階建 延床面積 2,322.85㎡
（体育館：1,608.29㎡、支所：714.56㎡）

急速充電器屋根 AL合金造1階建 延床面積 15.00㎡

自転車駐車場 AL合金造1階建 延床面積 25.71㎡

ポンプ室 ステンレス製1階建 延床面積 4.00㎡

ゴミ置場 RC造1階建 延床面積 3.32㎡

薪置場 鉄骨造1階建 延床面積 4.61㎡

5 工期 令和7年3月7日から令和8年3月13日まで

6 契約金額 変更前 169,730,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 15,430,000円）
変更後 173,140,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 15,740,000円）

7 契約の相手方 名称 オーケイ電設 株式会社
代表者 代表取締役 梶川 義弘
所在地 兵庫県丹波市氷上町賀茂81番地

8 変更理由

「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和7年2月17日付け国不入企第49号国土交通省不動産・建設経済局長通知）別添2に基づく国の取扱いに準拠し、令和7年3月1日以降に契約を締結した工事請負契約における労務単価及び材料単価を増額するため。

**【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
抜粋】**

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第56号

工事請負契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

- 2 工事名 竹山小学校屋内運動場他改修及びエレベーター設置工事
- 3 工事場所 丹波市立竹山小学校
- 4 工事概要 屋内運動場棟改修
防水改修、内外装改修、アリーナ・舞台照明LED化、空調設備新設 一式
コンピューター室棟改修
防水改修、内外装改修、照明LED化、空調設備改修 一式
渡り廊下改修及び一部増築
既存一部撤去の上、アルミ既製品増築、塗装改修 一式
エレベーター棟増築
S造3階建 延床面積 44.94㎡
昇降機11人乗り（車いす仕様）
体育倉庫改修
便器洋式化 一式
屋外付帯工事
舗装改修、受変電設備周り改修 一式
- 5 工期 契約日の翌日から令和8年1月30日まで
- 6 契約金額 294,030,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 26,730,000円）
- 7 契約の相手方 名称 荻野建設 株式会社
代表者 代表取締役 荻野 憲夫
所在地 兵庫県丹波市春日町平松217番地3

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	荻野建設 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 荻野 憲夫
本 社 住 所	兵庫県丹波市春日町平松217番地3
営 業 年 数	49年
許 可 番 号	兵庫県知事許可 第750957号
資 本 金	20,000千円
完 成 工 事 高 (3年平均)	合計 1,634,491千円 うち建築一式 1,560,733千円
技 術 者 数	一級技術職員 7人 (うち建築 7人) 二級技術職員 2人 (うち建築 2人) その他技術職員 3人 (うち建築 3人) 合計 12人
契約担当支店営業所等	—

工 事 実 績

(単位：千円)

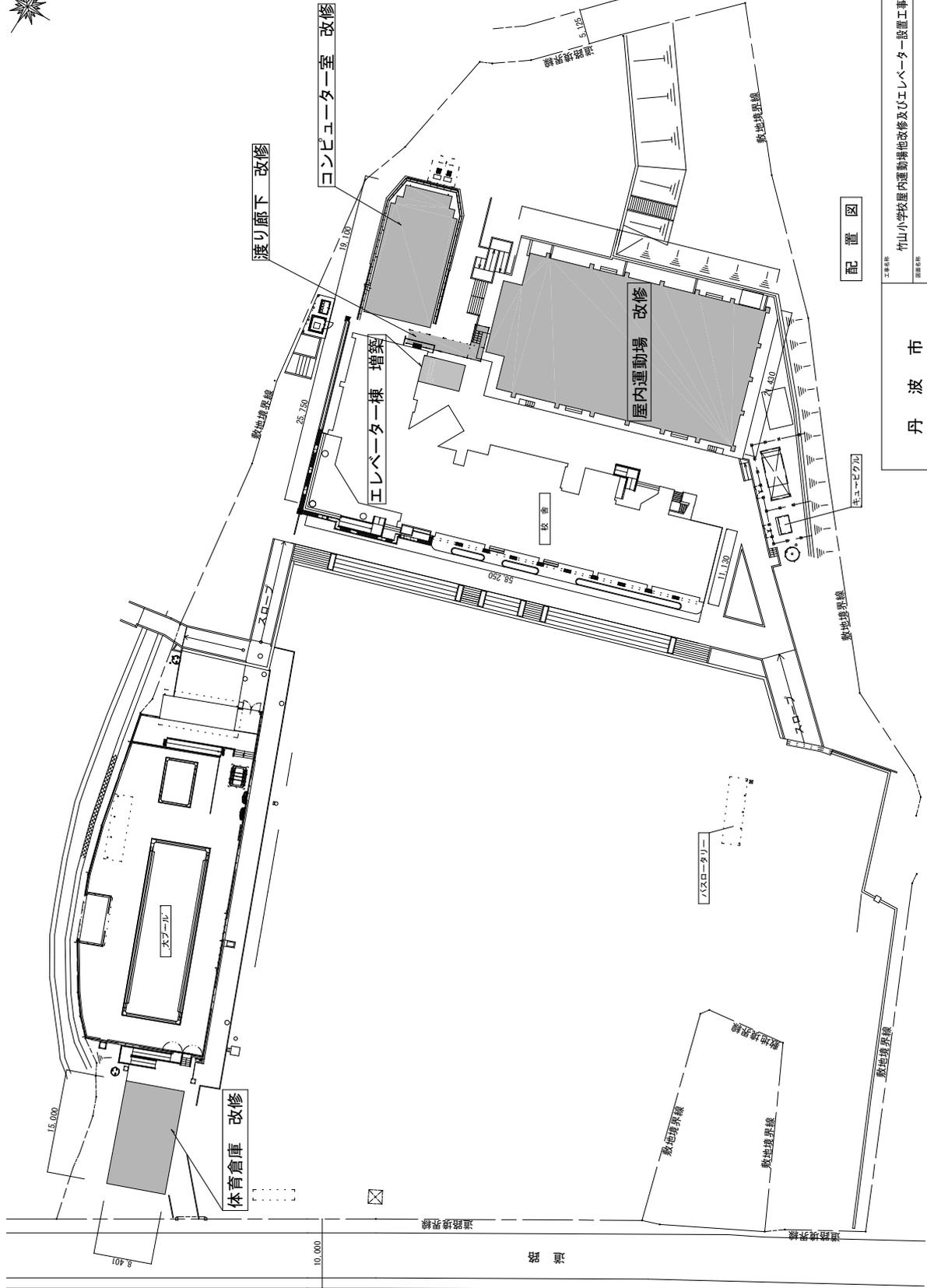
発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
兵庫県	元	初代県庁館 (仮称) 建築工事	380,486	R 2.6 ~ R 3.8
丹波市	元	市営住宅柵団地外壁等改修工事 (第1期)	95,700	R 4.8 ~ R 5.2
丹波篠山市	元	市立味間小学校外壁等改修工事	102,198	R 5.6 ~ R 5.12
丹波篠山市	元	市立西紀中学校外壁等改修工事	95,271	R 6.7 ~ R 7.2
丹波市	元	丹波市柏原福祉センター「木の根センター」改修工事	151,800	R 6.10 ~ R 7.3

入札参加業者及び開札結果（工事）

工事番号	丹教総工第29号	工事種別	建築一式工事
工事名	竹山小学校屋内運動場他改修及びエレベーター設置工事		
工事場所	丹波市立竹山小学校		
開札年月日	令和7年4月28日	(仮)契約年月日	令和7年5月9日
予定価格 (事後公表)	290,100,000円 (税抜)		
調査基準価格	266,892,000円 (税抜)	失格基準価格	251,838,000円 (税抜)
工事概要	屋内運動場棟改修 防水改修、内外装改修、アリーナ・舞台照明LED化、空調設備新設 一式 コンピューター室棟改修 防水改修、内外装改修、照明LED化、空調設備改修 一式 渡り廊下改修及び一部増築 既存一部撤去の上、アルミ既製品増築、塗装改修 一式 エレベーター棟増築 S造3階建 延床面積 44.94㎡ 昇降機11人乗り(車いす仕様) 体育倉庫改修 便器洋式化 一式 屋外付帯工事 舗装改修、受変電設備周り改修 一式		

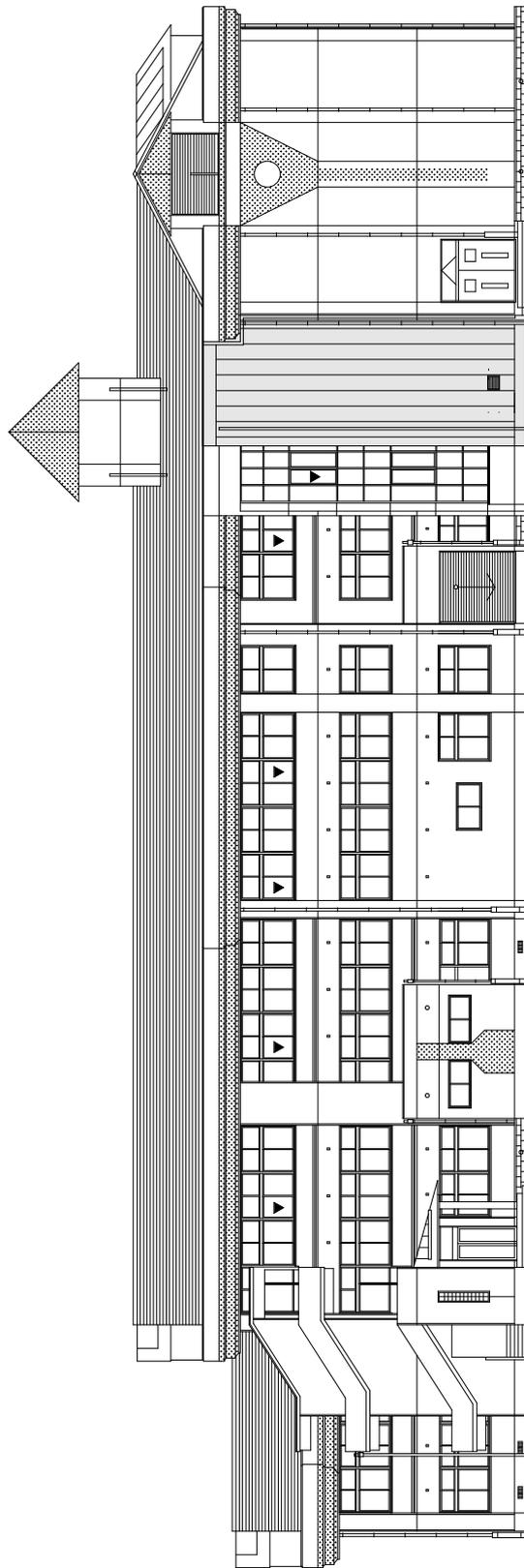
業者名	第1回入札額	再入札額	備考
荻野建設 株式会社	267,300,000円		落札
株式会社 森田工務店	272,600,000円		
株式会社 森津工務店	273,000,000円		
垣本建設工業 株式会社	299,500,000円		
前田建設 株式会社	242,910,000円		失格

落札者名	荻野建設 株式会社		
落札者所在地	兵庫県丹波市春日町平松217番地3		
契約金額	294,030,000円 (うち消費税相当額	26,730,000円)	



配置図

工務名称 竹山小学校屋内運動場改修及びエレベーター設置工事		図番	1
建設名称 配置図		縮尺	S=10n
丹波市			



(エレベーター棟増築)
・3階建 11人乗り (車いす仕様)

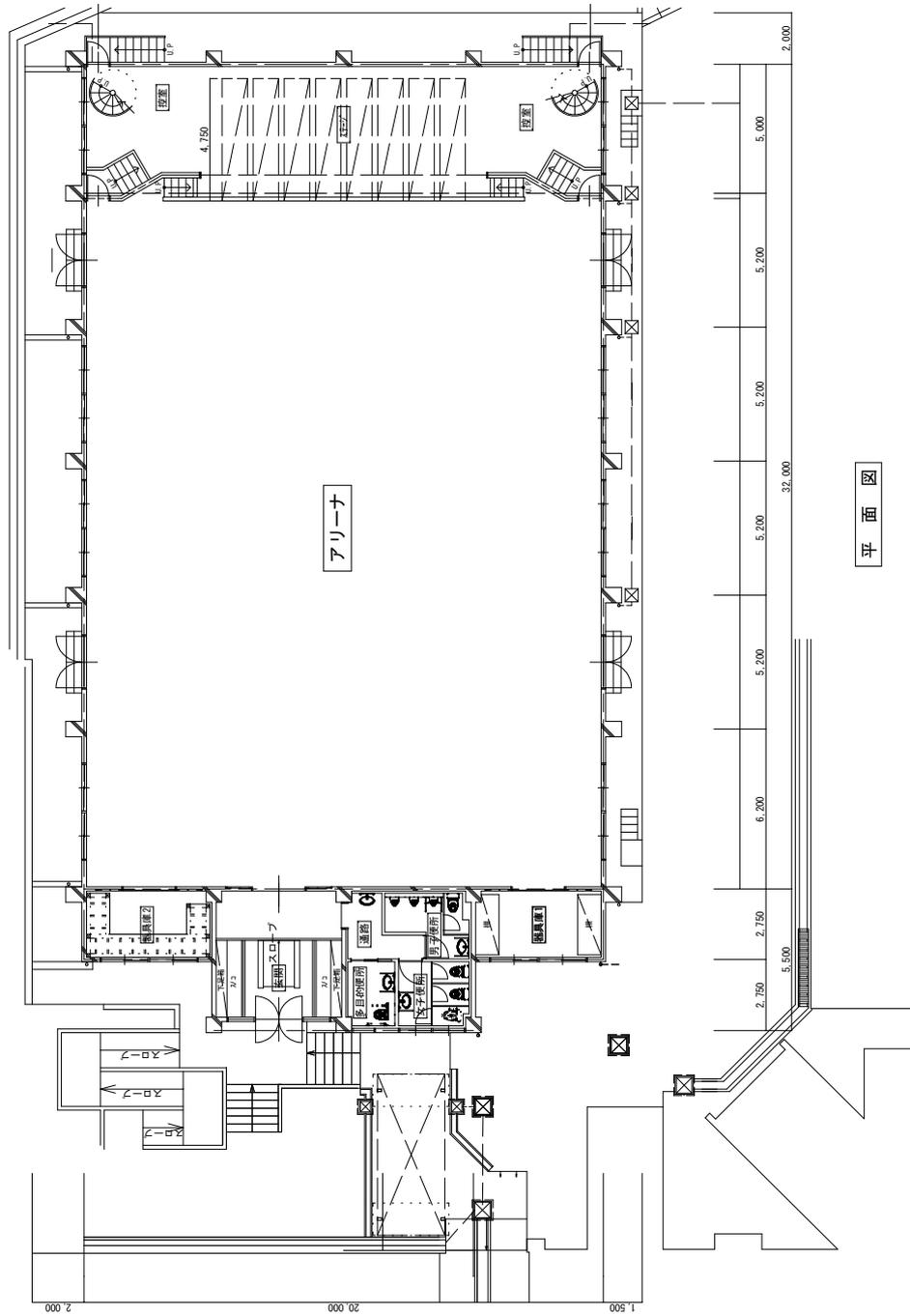
北立面図

▲エレベーターの位置

12.490

工事名称 竹山小学校屋内運動場他改修及びエレベーター設置工事 建築名称 EV棟立面図	図面番号 S=non	2
	階 尺	

丹 波 市

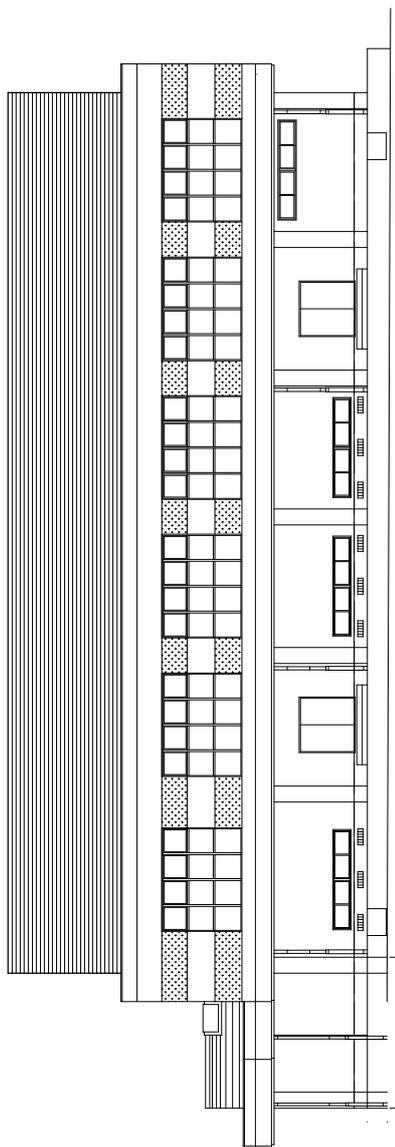


平面図

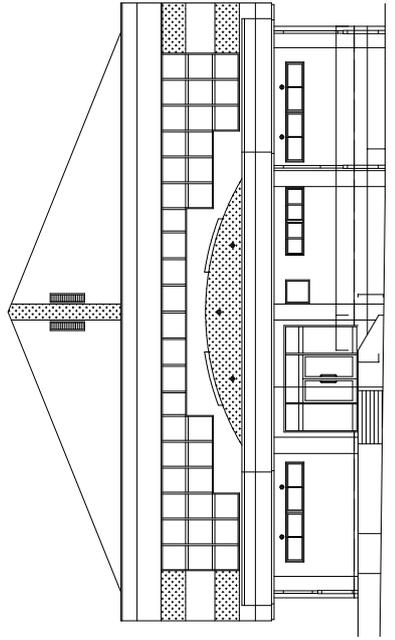
- (内部改修)
- ・アリーナ及びステージ 床 (フローリング) 張替
 - ・壁仕上げ張替
 - ・屋根鉄骨、手すり及び扉再塗装
 - ・空調新設 (仮設教室として利用)
 - ・照明LED化 ほか

工事名称 竹山小学校屋内運動場改修及びエレベーター設置工事 建築名称 屋内運動場平面図	図面番号	3
	層 尺	S=1000

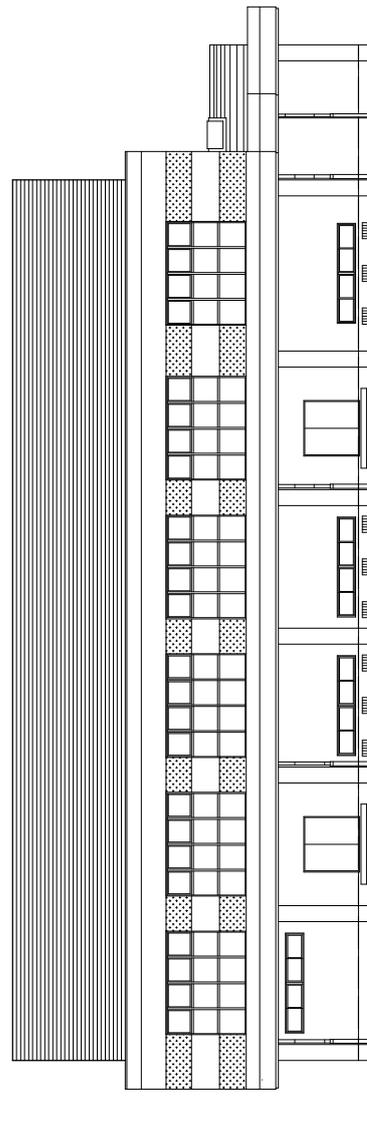
丹波市



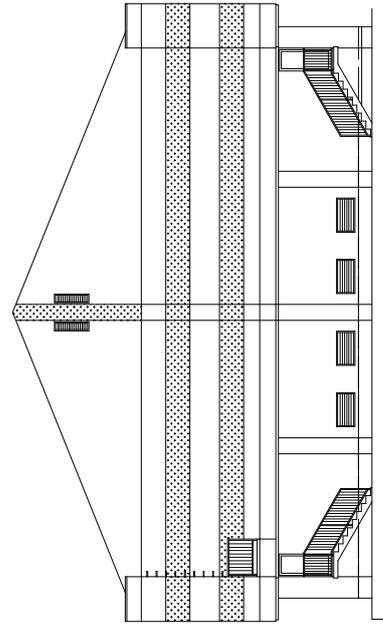
南立面図



西立面図



北立面図

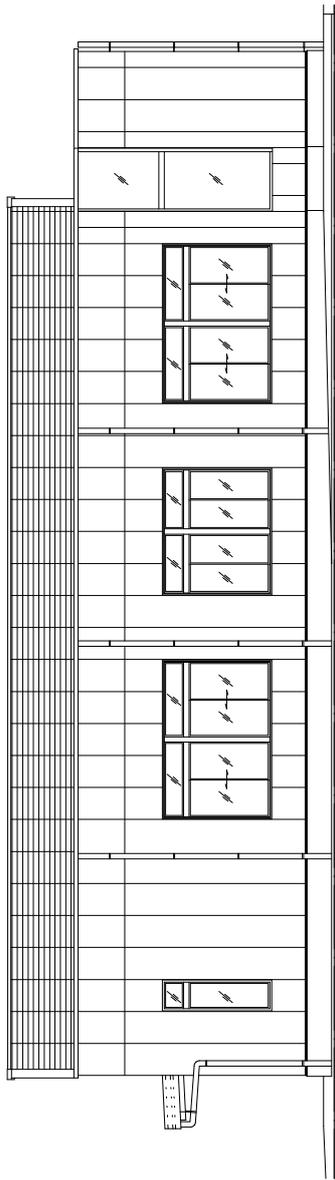


東立面図

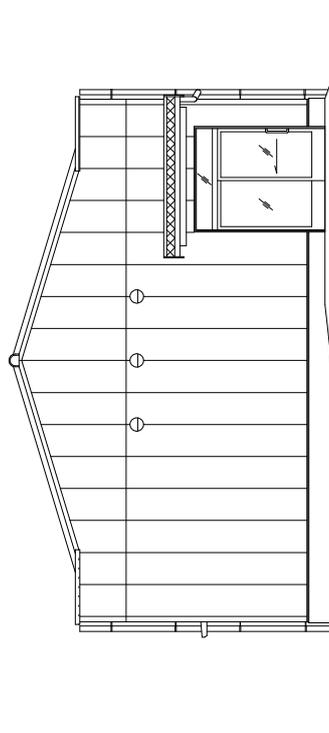
(外部改修)

- ・屋根塗膜防水、外壁ひび割れ補修及び遮熱塗装
- ・ガラス面遮熱フィルム貼り

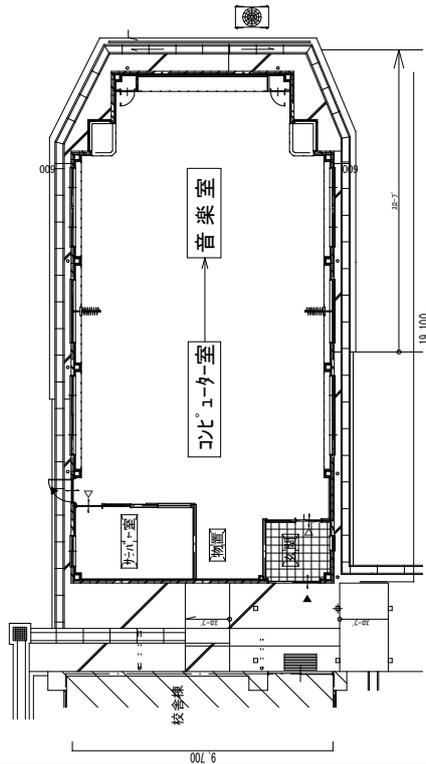
丹波市	工事名称	竹山小学校屋内運動場改修及びエレベーター設置工事	図面番号	4
	建築名称	屋内運動場立面図		



東立面図



南立面図



平面図

(内部改修)

- ・コンピュータ室から音楽室へ用途変更のための改修
- ・内装改修 (床・壁・天井)
- ・空調新設
- ・照明LED化 ほか

(外部改修)

- ・屋根塗膜防水、外壁ひび割れ補修及び遮熱塗装
- ・ガラス面遮熱フィルム貼り ほか

工事名称	竹山小学校屋内運動場他改修及びエレベーター設置工事	図面番号	5
	建築名称		
所在地	丹波市	図面種類	S=Plan